

佐賀県告示第 48 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 7 年 3 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
藤津郡太良町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
藤津郡太良町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に
係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県
農林水産部森林整備課及び太良町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）